

# NPO法人Fukuoka Emergency Medicine

## Research Network

### 定款

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 この法人は、NPO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Networkという。

##### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

##### (目的)

第3条 この法人は、救急医学に関わる医療関係者や学生に対して研究・教育に関する支援を行う。また、医療従事者を対象としてセミナー・情報交換会を開催し、救急医学および救急医療の推進に寄与することを目的とする。

##### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

##### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 救急医学に関する学会及び研修への参加並びに留学等の支援

(2) 救急医学に関する学会発表及び論文発表の支援

(3) 救急医学に関する情報交換の支援

(4) その他、目的達成に必要な事業

#### 第3章 会員

##### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び法人・団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他抛出金は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従いその職務を代行する。
  - 4 副理事長が選任されていない場合、又は理事長及び副理事長が共に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い他の理事が理事長の職務を代行する。
  - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記

載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 職員の職務及び報酬
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち、解散に関する総会の議決により選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

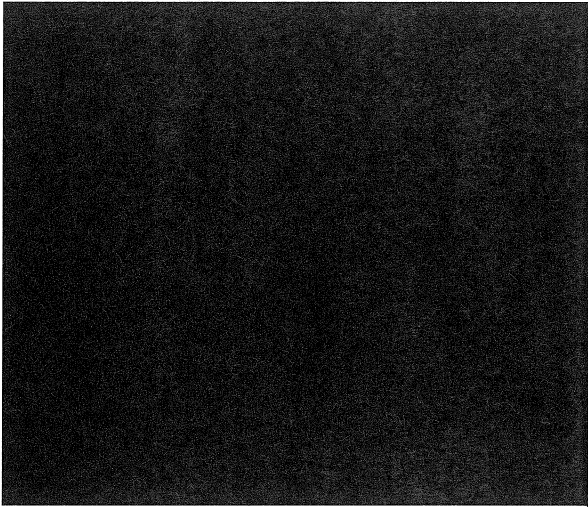
理事長	仲村 佳彦
理事	喜多村 泰輔
理事	森本 紳一

理事 藤田 晃浩  
理事 上田 華子  
監事 村西 謙太郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |         |               |    |         |
|---------|---------------|----|---------|
| (1) 入会金 | 正会員(個人)       |    | 1,000 円 |
|         | 準会員(個人、法人・団体) |    | 1,000 円 |
| (2) 年会費 | 正会員(個人)       | 一口 | 1,000 円 |
|         | 準会員(個人)       | 一口 | 500 円   |
|         | (法人・団体)       | 一口 | 1,000 円 |
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市中央区渡辺通 5 丁目 2 3 番 2 - 4 0 9 号に置く。

役員名簿

(NPO 法人 Fukuoka Emergency Medicine Research Network)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ナカムラ ヨシヒコ 仲村 佳彦		無
理事	キタムラ タイスケ 喜多村 泰輔		無
理事	モリモト シンイチ 森本 紳一		無
理事	フジタ アキヒロ 藤田 晃浩		無
理事	ウエダ ハナコ 上田 華子		無
監事	ムラニシ ケンタロウ 村西 謙太郎		無

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

我が国の救急医療は、高齢化の進行、疾病構造の変化、医療需要の増大などにより、かつてないほど高度化・複雑化している。救急医学は、これらの社会的課題に最前線に対応する学問領域であり、その質の向上は国民の生命と健康を守るうえで極めて重要である。

しかしながら、救急医学分野における臨床研究や教育活動は、各医療機関・個人の努力に大きく依存しており、研究支援体制や教育資源、情報共有の仕組みは必ずしも十分とは言えない。特に医学部学生においては医学の高度化・専門分化の進展に伴い、より多岐にわたる診療科に関する知識を学ぶ必要があるため、救急医学を体系的かつ重点的に学ぶ機会は少ない。加えて、多忙な臨床現場において、研究を継続的に行うための支援体制や、若手医療者が体系的に学び成長できる環境の整備は喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、私たちは、これから救急医学に携わる医学生または医療者が立場や所属を越えて連携し、研究・教育・情報交換を推進するための中立的かつ非営利の組織として、NPO法人 Fukuoka Emergency Medicine Research Network (F-EMRN) を設立することとした。

本法人は、救急医学分野における臨床研究の推進及び支援、教育活動の企画・実施・支援、ならびに医療従事者間の情報交換・ネットワーク構築等の事業を行うことにより、救急医療の質の向上と人材育成を図ることを目的とする。これらの活動を継続的に行うことで、救急医療体制の発展に寄与し、もって不特定かつ多数の者の生命と健康の増進に寄与し広く社会に貢献することを目指すものである。

私たちは、本法人の活動が、救急医学に携わる医療従事者一人ひとりの専門性を高めるとともに、我が国の救急医療の未来を支える基盤となることを強く願い、ここに本法人設立の趣意を表明する。

### 2 申請に至るまでの経過

令和7年8月 特定非営利活動法人の設立の検討を始める

令和8年2月 設立総会を開催

令和8年2月9日

NPO法人 Fukuoka Emergency  
Medicine Research Network

設立代表者

仲村 佳彦

令和8年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Network

1 事業実施の方針

設立初年度においては、NPO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Networkの基盤整備及び次年度への本格活動に向けて下記の事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予 定場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の予算 額(千円)
救急医学に関する学会及び研修への参加並びに留学等の支援	学会・研究会への参加支援	数回	国内各地	2名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	190
救急医学に関する学会発表及び論文発表の支援	論文作成支援	数回	福岡大学医学部内	1名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	420
救急医学に関する情報交換の支援	情報交換会	数回	福岡市内および全国各地	20名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	225
その他、目的達成に必要な事業業	実施予定なし					

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Network

1 事業実施の方針

寄附等の資金次第ではあるが、定款に記載する事業の内容を充実させ救急医学及び救急医療の推進に寄与していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
救急医学に関する学会及び研修への参加並びに留学等の支援	学会・研究会への参加支援	数回	国内各地	2名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	300
救急医学に関する学会発表及び論文発表の支援	論文作成支援	数回	福岡大学医学部内	1名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	680
救急医学に関する情報交換の支援	情報交換会・研究会の開催	数回	福岡市内および全国各地	20名	救急医療に関係する医療従事者及び患者多数	275
その他、目的達成に必要な事業	実施予定なし					

# 令和8年度 活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

PO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Network

(単位:円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費等			
入会金	20,000		
正会員受取会費	20,000		
準会員受取会費	50,000	90,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
(1)救急医学に関する学会及び研修への参加並びに留学等の支援	0		
(2)救急医学に関する学会発表及び論文発表の支援	0		
(3)救急医学に関する情報交換の支援	0		
(4)その他、当法人の目的を達成するための事業	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
<b>経常収益計</b>			1,090,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	45,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	45,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	200,000		
研修費	20,000		
会議費	70,000		
消耗品費	50,000		
什器備品費	100,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	100,000		
広報費	0		
業務委託費	10,000		
賃借料	0		
水道光熱費	0		
支払助成金	200,000		
租税公課	0		
支払手数料	10,000		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	20,000		
その他経費計	790,000		
<b>事業費計</b>		835,000	

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	15,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	15,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
研修費	0		
会議費	50,000		
消耗品費	40,000		
什器備品費	0		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	12,000		
広報費	0		
業務委託費	66,000		
賃借料	0		
水道光熱費	0		
支払助成金	0		
租税公課	10,000		
支払手数料	10,000		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	220,000		
<b>管理費計</b>		235,000	
<b>経常費用計</b>			1,070,000
<b>当期経常増減額</b>			20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
<b>経常外収益計</b>		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
<b>経常外費用計</b>		0	0
<b>当期正味財産増減額</b>			20,000
<b>設立時正味財産額</b>			0
<b>次期繰越正味財産額</b>			20,000

# 令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

PO法人Fukuoka Emergency Medicine Research Network

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費等		
入会金	30,000	
正会員受取会費	50,000	
準会員受取会費	100,000	180,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,500,000	1,500,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
受取補助金	0	0
4 事業収益		
(1)救急医学に関する学会及び研修への参加並びに留学等の支援	0	
(2)救急医学に関する学会発表及び論文発表の支援	0	
(3)救急医学に関する情報交換の支援	0	
(4)その他、当法人の目的を達成するための事業	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,680,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	45,000	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	45,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
研修費	50,000	
会議費	180,000	
消耗品費	50,000	
什器備品費	200,000	
通信運搬費	10,000	
印刷製本費	180,000	
広報費	0	
業務委託費	10,000	
賃借料	0	
水道光熱費	0	
支払助成金	200,000	
租税公課	0	
支払手数料	10,000	
修繕費	0	
減価償却費	0	
雑費	20,000	
その他経費計	1,210,000	
事業費計		1,255,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	15,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	15,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
研修費	0		
会議費	50,000		
消耗品費	40,000		
什器備品費	0		
通信運搬費	12,000		
印刷製本費	12,000		
広報費	0		
業務委託費	66,000		
賃借料	0		
水道光熱費	0		
支払助成金	0		
租税公課	10,000		
支払手数料	10,000		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	220,000		
<b>管理費計</b>		235,000	
<b>経常費用計</b>			1,490,000
<b>当期経常増減額</b>			190,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
<b>経常外収益計</b>		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
<b>経常外費用計</b>		0	0
<b>当期正味財産増減額</b>			190,000
<b>前期正味財産繰越額</b>			20,000
<b>次期繰越正味財産額</b>			210,000